

食品取扱申請等に関するフローチャート

※出店確定のご連絡後、ご案内するフォームより申請をしていただきます

食品を扱う

①試飲・試食など「無料」で提供する
(販売しない)

②包装品を未開封のまま販売する

③会場で食品の製造、調理、加工、
販売する

④アルコール類も
扱う

瓶や缶を開封
または
コップに移して提供

瓶や缶を開封せずに
販売する場合
例) 地酒(持ち帰り
用)を販売

出店確定後、ご案内するフォームより
必要事項を入力願います

上記に加え
食品営業許可

直接、保健所へ申請願います

上記に加え
食品営業許可

直接、保健所へ申請願います

上記に加え
期限付酒類小売業免許届出

直接、千葉東税務署へ相談願います

- ・①と②は、記載漏れのないようご案内するフォームに入力をお願いします。
- ・③の**食品営業許可**については、千葉湊大漁まつり開催準備室からの申請ができませんので、**保健所へ直接申請**願います。
- ・④の未開栓のアルコール類を販売する際には、千葉東税務署に提出した**期限付酒類小売業免許届出のコピー 1部を提出**して下さい。
火気器具等(コンロ・発電機等)を使用する場合は、必ず**消火器の準備**をお願いします。

食品営業許可の要・不要について

